

別紙

【保育が必要であることの認定に必要な添付書類】

・該当する保育を必要とする理由を確認し、必要書類をすべてご提出ください。

保育を必要とする理由	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労（ <u>会社員等給与所得の方</u> ） ※月 64 時間以上の就労が必要	<input type="checkbox"/> 就労証明書
<input type="checkbox"/> 就労（ <u>自営業等上記以外の方</u> ） ※月 64 時間以上の就労が必要 ※給与所得の方で保護者本人が代表を務めているなどして、就労証明書を本人しか記載できない場合はこちらに該当します。	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書の写しまたは開業届の写しまたは地域の民生委員の証明
<input type="checkbox"/> 妊娠、出産 ※産前産後各 8 週の属する月（※1）	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し （表紙、出産予定日が記載されたページ）
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障がい	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 診断書（原本）または各種手帳の写し
<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ※月 64 時間以上の介護・看護が必要	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 被介護者、看護者の診断書等 <input type="checkbox"/> 介護、看護の状況等が分かる書類 （スケジュール申告書等）
<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等
<input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む）	<input type="checkbox"/> 就労誓約書
<input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ※月 64 時間以上の就学が必要	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証 <input type="checkbox"/> 時間割等スケジュールが分かるもの
<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること	<input type="checkbox"/> 保育が必要であることの申立書 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	<input type="checkbox"/> 育児休業における特例措置（※2）で認められた育休期間が記された就労証明書
<input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態として市が認める場合	<input type="checkbox"/> 市が必要と認める書類（各理由ごと）

※1 産前産後の認定期間について、詳細は裏面をご確認ください

※2 育児休業における特例措置について、詳細は裏面をご確認ください。

○産前産後の認定期間について

産前産後の認定期間は出産予定日の前後8週間の属する月が認定期間となります。

(例) 出産予定日が令和5年7月1日の場合

産前8週間は令和5年5月7日、産後8週間は令和5年8月25日となるため産前産後の認定期間は令和5年5月1日～令和5年8月31日までとなります。

産前産後の認定期間終了後、育児休業に入られる場合は在園児は退所していただくことになります。ただし、産前産後の認定前に就労で認定されていた方に関しては、特例措置のいずれかに該当する場合、在園児の継続入所が認められます。詳細は以下をご確認ください。

※産前産後で入所した方、産前産後前に求職活動で認定されていた方などは特例措置の対象外となりますのでご注意くださいますようお願いいたします。

○育児休業の取得における特例措置について

育児休業中は、「保育を必要とする理由」として認定されません。そのため、在園児は退所していただくこととなります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、認定時間に制限がありますが在園児の継続入所が認められます。

①育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日までに復職される場合

(当初から1年を超えて育児休業の取得を予定している場合は対象となりません)

例) 令和5年7月1日に生まれた場合

令和6年7月31日までに復職する旨の就労証明書をご提出いただけた場合は、特例措置の対象となります。

令和6年8月1日以降に復職する旨の就労証明書をご提出された場合は、特例措置の対象外となりますので、産前産後期間終了後退所となります。

②在園児が次年度に小学校入学を控えている場合(5歳児クラス)

産前産後期間終了時点で在園児が5歳児クラスであった場合は、当初から1年を超えて育児休業を取得しても在園児の継続入所が認められます。

例) 令和5年7月1日に生まれた場合

令和5年8月25日で産後期間が終了となりますが、この時点で在園児が5歳児クラスに在籍していた場合、保護者の復職時期に関係なく在園児は卒園となる当年度末まで継続入所が認められます。

③入所保留(入所できなかった)により、育児休業を延長する場合

①の条件を満たし育児休業にかかる特例措置を適用されている方で、下の子の入所申込を期間内に行ったものの、入所保留になってしまったため、育児休業の延長が必要となった場合は在園児の継続入所が認められます。

※期間外申込をされた場合は対象となりませんのでご注意ください。